

主 文

- 1 被告人を拘禁刑 3 年 6 月に処する。
- 2 未決勾留日数中 8 0 日をその刑に算入する。
- 3 訴訟費用は被告人の負担とする。

5

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第 1 A 及び氏名不詳者と共謀の上、令和 7 年 7 月 1 4 日午後 0 時 1 6 分頃から同日午後 1 時頃までの間に、広島県大竹市 a b 丁目 c 番 d 号 B 協議会専用駐車場
10 において、同所に駐車中の普通乗用自動車から C 管理のナンバープレート 2 枚
を取り外して窃取し

第 2 前記 A 及び氏名不詳者と共謀の上、金品窃取の目的で、同日午後 2 時 1 5 分
頃から同日午後 2 時 2 9 分頃までの間に、山口県岩国市 e 町 f 丁目 g 番 h 号 D
方に、1 階東側勝手口戸の施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同人
15 所有の金地金 4 本（時価合計約 6 8 0 0 万円相当）及び預金通帳 1 通等 2 点を
窃取し

第 3 公安委員会の運転免許を受けないで、同日午後 7 時 2 3 分頃、兵庫県川西市
i 字 j k 番地付近道路において、普通乗用自動車を運転し

第 4 E が、警察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと
20 共謀の上、同年 8 月 1 3 日頃から同年 9 月 2 日までの間、警察官等になりすま
した氏名不詳者らが複数回にわたり、大阪府豊中市 1 町 m 丁目 n 番 o 号 F 方の
固定電話及び同人（当時 7 2 歳）の携帯電話に電話をかけ、同人に対し、同人
名義の携帯電話で犯罪が行われ、同人に拘束令状が出ており在宅で捜査を行う
ためには 2 2 4 0 万円の保釈保証金を支払う必要がある旨うそを言った上、そ
25 の残額の 6 0 0 万円を指定した公園まで持参するよう要求し、同日午前 9 時 4
2 分頃、同市 1 町 m 丁目 n 番 G 公園において、前記 E が、警察官になりすまし

て前記Fに会い、同人に保釈保証金の残額として現金600万円を前記Eへ交付する必要があるものと誤信させて同現金をだまし取ろうとしたが、前記Fが警察に相談して模造紙幣を入れた紙袋を前記Eに交付し、同日午前9時43分頃、前記Eが警戒中の警察官に逮捕されたため、その目的を遂げなかった際、
5 その情を知りながら、同日午前3時51分頃、神戸市p区q町r丁目s番t号Hu号被告人方において、前記Eに対し、アプリケーションソフト「シグナル」の氏名不詳者らのアカウントと連絡を取ることができるよう設定したスマートフォンを貸し与え、もって前記E及び氏名不詳者らの前記犯行を容易にしてこれを幫助し

10 たものである。

(証拠の標目)

省 略

(法令の適用)

罰 条

15	判示第1の事実	刑法235条、60条
	判示第2の事実	住居侵入の点は刑法130条前段、60条、窃盗の点は同法235条、60条
	判示第3の事実	道路交通法117条の2の2第1項1号、64条1項
20	判示第4の事実	刑法250条、246条1項、62条1項
	科刑上の一罪の処理	判示第2につき、刑法54条1項後段、10条(重い窃盗の罪の刑で処断)
	刑種の選択	判示第1ないし第3につき、いずれも拘禁刑
	法律上の減輕	判示第4につき、刑法63条、68条3号
25	併合罪の処理	刑法45条前段、47条本文、10条(刑及び犯情の最も重い判示第2の罪の刑に法定の加重)

未決勾留日数の算入 刑法 21 条

訴訟費用の負担 刑事訴訟法 181 条 1 項本文

(量刑の理由)

判示第 1 ないし第 3 の各犯行は、同日に行われた一連の犯行である。このうち量
5 刑の中心となる判示第 2 の侵入盗は、共犯者とともに、民家に侵入して金地金等を
窃取したという事案であり、判示第 1 のナンバープレートの窃盗及び判示第 3 の無
免許運転はその前後に一連の犯行計画の中で敢行されたものである。侵入盗の被害
金額は極めて高額であり、被害結果は重大である。警察官を騙った共犯者が被害者
の親族から金地金の所在を聞き出し、相応の準備を経て、被告人らが実行犯として
10 行った組織的、計画的犯行であり、悪質というほかない。被告人は、指示を出して
いた上位者との関係では従属的立場にあったとはいえるものの、犯行現場までの運
転手役や見張り役として上記各犯行の実現に重要な役割を果たしている。また、被
告人は、属する犯罪グループの上位者から被告人の出した損害の填補を求められた
ことから上記各犯行を実行したというが、このような事情が犯行を正当化するもの
15 ではなく、動機及び経緯に酌むべき事情はない。

判示第 4 の詐欺未遂幫助についてみても、被告人は、受け子役と指示役との連絡
用に使用されることを認識した上で、受け子役にスマートフォンを貸し与えており、
その果たした役割は小さくない。

以上に照らせば、たとえ被告人自身が、その供述するように、侵入盗の実行時点
20 において盗む対象が金地金であることを認識していなかったとしても、また、判示
の各犯行によって経済的利益を得ることができなかつたとしても、犯情は相当に悪
く、被告人の刑事責任は重い。また、被告人は、犯罪グループの一員として本件各
犯行を次々と敢行しており、挙句、判示第 4 の犯行についてはそもそも被告人が受
け子役に受け子の仕事を紹介したものであって、リクルーターとしての役割も果た
25 すようになっていたのであるから、その規範意識の鈍麻は顕著である。

財産犯である判示第 1 及び第 2 の各罪について、被告人の母の出捐により各被害

者にそれぞれ5万円、400万円が示談金として支払われて示談が成立し、これらの被害者が被告人の刑事処罰を求めない意思を示していることは、判示第2の侵入盗については十分な被害回復がされたとは到底いえないとはいえ、相応に斟酌すべき事情といえる。しかしながら、前記のとおりの被告人の刑事責任の重さに照らすと、上記事情に加え、被告人が本件各犯行について事実を認めて反省の弁を述べていること、被告人の母が出廷して今後の監督を誓約していること、被告人が23歳と若年であることなどを被告人のために可能な限り斟酌しても、実刑は免れない。したがって、被告人を主文の刑に処するのが相当である。

(検察官高井義晃、弁護士白木健太郎(私選)各出席)

10 (求刑・拘禁刑6年)

令和8年6月2日

山口地方裁判所岩国支部

15

裁 判 官 佐 野 東 吾